

令和 6 年12月橋本市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 6 年12月13日（金）

議事日程第 6 号

令和 6 年12月13日（金） 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第10号 橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第14号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第15号 市道路線の変更について
- 日程第 5 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 8 議案第25号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第26号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 令和 6 年度橋本市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第11 議案第19号 令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第12 議案第20号 令和 6 年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議案第21号 令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第14 議案第22号 令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第15 議案第23号 令和 6 年度橋本市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第16 議案第24号 令和 6 年度橋本市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第10号 橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について
- 日程第 3 議案第14号 市道路線の認定について から、日程第 6 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について まで
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） から、日程第16 議案第24号 令和 6 年度橋本市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について まで

議員定数 1 8 名

出席議員 1 7 名

1 番 森 下 伸 吾 君

2 番 板 橋 真 弓 君

3 番 岡 本 喜 好 君
5 番 阪 本 久 代 君
8 番 田 中 博 晃 君
10 番 垣 内 憲 一 君
12 番 小 林 弘 君
14 番 南 出 昌 彦 君
16 番 土 井 裕 美 子 君
18 番 中 本 正 人 君

4 番 梅 本 知 江 君
6 番 高 本 勝 次 君
9 番 堀 内 和 久 君
11 番 岡 本 安 弘 君
13 番 田 中 和 仁 君
15 番 辻 本 勉 君
17 番 石 橋 英 和 君

欠席議員 1 名

7 番 岡 弘 悟 君

説明員職氏名

市 長 平 木 哲 朗 君
教 育 長 今 田 実 君
総 合 政 策 部 長 井 上 稔 章 君
経 済 推 進 部 長 三 浦 康 広 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長
危 機 管 理 監 大 岡 久 子 君
会 計 管 理 者 兼 井 和 彦 君
教 育 部 長 岡 一 行 君
病 院 事 務 局 長 池 之 内 正 行 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長 岩 坪 恭 子 君
政 策 企 画 課 長 辻 本 真 吾 君

副 市 長 小 原 秀 紀 君
病 院 事 業 管 理 者 古 川 健 一 君
総 務 部 長 中 岡 勝 則 君
健 康 福 祉 部 長 久 保 雅 裕 君
建 設 部 長 西 前 克 彦 君
上 下 水 道 部 長 堤 健 君
消 防 長 永 井 智 之 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 井 直 記
議 事 調 査 係 長 中 井 ユ リ

議 会 事 務 局 次 長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は17人で、定足数に達しております。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。市長から、令和 6 年 12 月 10 日付、橋総第 588 号をもって、追加議案 10 件が提出されました。議案はお手元

に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、3 番 岡本君、17 番 石橋君の 2 人を指名いたします。

**日程第2 議案第10号 橋本市民会館設置
及び管理条例を廃止する条例に
ついて**

○議長（森下伸吾君）日程第2 議案第10号 橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第10号 橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第10号は、施設の老朽化に伴い安全性の確保及び適正な維持管理を行うことが困難であり、修繕するためには多額の費用がかかることから、令和7年3月末で橋本市民会館を閉館するため、橋本市民会館設置及び管理条例を廃止するものである。

委員から、今後の利用と改修について ただしがあり、令和7年3月末で貸館業務を終了し、令和7年度以降、解体までの間は市の会議室として活用する。また、施設のバリアフリー等の改修はしないが、1階ギャラリーの空調設備については修繕する との答弁がありました。

解体後の跡地利用について ただしがあり、活用方法を総合的に検討し、今後計画を立て進めていく との答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。ご理解いただき、賛同よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市民会館設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第3 議案第14号 市道路線の認定に
ついて から、日程第6 議案第17号 公
の施設の指定管理者の指定について まで
の4件**

○議長（森下伸吾君）日程第3 議案第14号 市道路線の認定について から、日程第6 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）おはようございます。よろしくお願いいたします。報告させていただきます。

去る12月5日の本会議において本委員会に付託された、議案第14号 市道路線の認定について、議案第15号 市道路線の変更につい

て、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月9日、委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第14号は、胡麻生地内において丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路を胡麻生区内17号線として、また、橋本市があやの台北部工業団地造成事業に伴い設置した道路をあやの台77号線として、新たに市道認定するものである。

また、議案第15号は、あやの台63号線の終点を変更し、道路延長を665.63メートル追加するものである。なお、追加延長665.63メートルのうち、既設終点から384.20メートルは南海電気鉄道株式会社が、残りの281.43メートルは橋本市が、あやの台北部工業団地造成事業に伴い設置した道路である。

委員から、あやの台63号線及び77号線の周囲は現在、住宅等がなく人目のない奥まった場所であるため、防犯等のために今後の管理はどのようにしていくのか とただしがあり、あやの台北部用地の換地処分が進み、今後は住宅等の建築が始まる予定であるが、それまでの間は管理区分に従って土地所有者や市関係部局と連携を取りながら適切に管理していく との答弁がありました。

議案第16号は、橋本こども園について、指定管理期間が令和7年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会の1法人のみの申請があり、指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたため、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、当該法人の流動比率が認可基準において望ましいとされる120%を下回っている理由について ただしがあり、当該法人が加入していた退職共済制度を脱退し、法人独自の退職金制度を適用する際に、多額の退職給付引当金を積み立てたことにより一時的に負債が増加したためであり、市としては、当該法人は概ね健全な財政運営を行っている と総合的に判断した との答弁がありました。

議案第17号は、応其こども園について、指定管理期間が令和7年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である社会福祉法人願陽会の1法人のみ申請があり、指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたため、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、保護者アンケートに基づく評価のうち、「親子参加行事等を通じて保護者同士のつながりを感じられましたか」が65.2%となっており、相対的に評価がやや低い理由について ただしがあり、過去5年間の評価を平均しているため、コロナ禍の影響があった年度の評価が低かったことが要因としてあるが、令和4年度以降は評価が上がってきている との答弁がありました。

指定管理者選定委員会の公募委員について ただしがあり、今回初めて一般市民の方から応募があり、評価項目について熱心に質問等もされ、審査いただいた との答弁がありました。

壇上からは以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

これより議案第14号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第14号 市道路線の認定につ
いて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第15号 市道路線の変更につ
いて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第16号 公の施設の指定管理
者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第17号 公の施設の指定管理
者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認
について（和解及び損害賠償の額を定め
ることについて） から、日程第16 議案
第24号 令和6年度橋本市下水道事業会計
補正予算（第3号）について までの10件

○議長（森下伸吾君）日程第7 承認第2号
専決処分事項の承認について（和解及び損害
賠償の額を定めることについて） から、日
程第16 議案第24号 令和6年度橋本市下
水道事業会計補正予算（第3号）について ま
での10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、追加提案させていただきました
議案についてご説明申し上げます。

今回追加議案といたしましては、専決処分
事項の承認案件が1件のほか、令和6年度橋
本市一般会計、特別会計、企業会計の各補正
予算案件が7件、条例案件が2件の合計10件

提案させていただきました。

承認第2号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

これは、公用車の事故に伴うもので、相手方と条件面での合意に至り、早急に示談を締結する必要が生じたため、令和6年11月20日に専決処分したものでございます。

議案第18号から議案第24号までは、一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算であり、令和6年の人事院勧告による民間給与との格差の是正措置として、特別職及び議員の期末手当、正職員及び会計年度任用職員の給与、報酬、期末・勤勉手当等について、総額2億6,403万円を増額補正するものでございます。

議案第25号は、橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和6年の人事院勧告による官民格差の是正措置として、給料表を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.50月分から4.60月分、0.1月分を引き上げるものでございます。人事院勧告の主旨を踏まえ、県内の他の自治体の動向も勘案した結果、正規職員及び会計年度任用職員について、令和6年4月に遡及して適用いたします。特別職、議員の期末手当につきましても同様でございます。

議案第26号は、橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和6年の人事院勧告による給料表の引上げ及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げについて、市民病院の経営状況を勘案し、病院事業管理者及び病院職員には適用しないものとするものでございます。

以上、承認1件、議案9件、計10件についてご説明申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）いつも交通事故のときは割と聞いているんですけど、まず、ちょっと本当に分かりにくいんですね。小さい枠の中の5行程度の文字ではなかなかリアルに伝わらないんであれなんですけども、今回の専決の内容については、右折車両が、要は動いている車と動いている車の接触やと思うんですけども、これで損害賠償云々というのは、これもう致し方ない。

二点お伺いします。これ、いつもこの議論をして、職員には指導しますとか研修しますとか言うところけども、難易度の高い道路ではないと思うんです。だから、こういう至ってシンプルな、教習所で習うようなレベルのことで相手方に損失を与えるということは、日頃からどういう指導とどういう教育しとんかということ、これ一点。

もう一点は、損害賠償のこの金額の中に、動いてるもん同士なんで、もし動いているもん同士なんであれば、人身というか相手方のけがの損害賠償もこの金額に入っているのか。もしけがをしている場合はどういうふうなけがやったのか、その点、お伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）まず一つ目のどういう指導というか、研修にはなるんですけど、3年サイクルで研修は行っています。1年、全職員の研修をやって、2年目、3年目は事故を起こした職員に個別というか集まっていたいて、警察から事故に対しての研修をしていただいているという、3年で回していつて

るわけなんですけど、ここ最近も事故の件数というのは10数件ずつ毎年報告があります。その辺、その研修が効果があるのかどうかということも踏まえまして、もう一度再検討させていただきたいなというふうに思っております。

あと、損害賠償の額につきましては、人身事故ということもありますので、今回の承認、今上げさせていただいてる分については、人身の分の損害賠償額ということでなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）気をつけましょうという話になるんですけども、歴代の総務部長、毎回同じ答弁で、本気度がうかがえないんです。交通事故をゼロにするのは不可能です、絶対に。ただ、研修と教育していくと言う割には何か、数が減らない。増えているのかデータは取ってないですけども、もうちょっと、車が動くということは自分の車やと思って、自分の家族とかを乗せると思って安心安全で運転するということを、もうちょっと意識を高めたほうが、公用車ですから、一般の車より公用車ということをもうちょっと考えて指導に尽力をしていただきたい。いつかまた事故は起こるので、これもうゼロにはならんのは分かっただけですけど、もうちょっと質の高い説明、こういう質疑のないように、していただきたいと思います。答弁ください。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）説明につきましては毎回、専決処分の内容というのはこういう形で出させていただいているんですけど、これ以上の詳しい内容ですとか様式等につきましては、例えば議会運営委員会とかで、議会のほうでどういう形がいいかというのを取りまとめていただくとかによりまして、また協

議をさせていただく機会とかがあれば対応させていただくような形になるかと思います。今のところ、こちらとしてはこの内容で報告とさせていただきたいというか、様式としてはこのまま使わせていただきたいというふうに思っておりますが、今後の調整は、頂いたら対応はさせていただこうかなと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）70万ちょっとの金額ですけども、どちらも走行中の、案分はいかがだったんでしょうか。相手方の治療費、車両、こちら側の車両が含まれてこの金額ということでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）こちらは相手方と、もちろん事故による人身の部分になりますので、今回ここに上げさせていただいている分は、人身傷害の部分の和解による金額となっています。

○議長（森下伸吾君）よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本件は承認することに決しました。

次に、議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）おはようございます。

先ほど市長の説明で、この第26号は、病院事業管理者及び病院職員にはこの人事院勧告を適用しないものとする議案であるということでした。ただ、この議案を見ましたところ、それがどこに書いてあるのかというのがちょっとよく分からないので、そのことの説明をまず一点、お願いします。

二点目は、63ページの第3条のところです。地域手当、改正前は、第13条は、給料の支給を受ける職員に対しては地域手当を支給する。これに加えて2として、地域手当の支給に関し必要な事項は規程で定めるというふうに追加されました。また、第24条までだったんですけれども、第25条で、この条例の施行に関し必要な事項は規程で定める。

規程で定めるということは、条例ではないので議会にも出てこないということだと思うんですけれども、そうしましたら、議会に出ないで、そのままいろいろな給料に関して決めれるということにつながるのではないかなと思うんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

まず、今回の病院管理者及び病院職員の人事院勧告適用を除くという部分の条例改正の部分でございますが、今回多岐にわたっておりますので、順番に説明のほうさせていただきます。

まず、今回の一部を改正する条例の第1条と第2条のところでございますが、これに関しましては、管理者の賞与の部分となります。2段階となっております。まず給与条例、要は市長、副市長の特別職の賞与の部分で、遡及するような形になりますので、今回賞与で0.1か月分が引上げになっております。その分

を、本来であれば6月、12月で0.05、0.05というふうな形になるんですけども、それが12月で0.1か月ということで上乗せされているということで、その部分が100分の235というところで、それを管理者というふうに読み替えて、その部分を100分の125ということで据え置くというふうな内容となっております。

第2条に関しましては、4月以降の部分になりますので、一番最後のところで、第2条の規定については令和7年7月1日施行というふうになっております。先ほどご説明させていただきましたように、その0.1か月の引上げ分については6月と12月に振り分けて引き上げられるようなことになりますので、そのため、ここの部分で100分の230というふうになっている部分を100分の225ということで、来年4月以降に関しましてもそのまま据え置くというふうな形で、管理者の読替規定というふうになっているものでございます。

それと、その他の職員に関しましてですけども、ちょっと順番前後して申し訳ないですけども、まず正職の部分に関しましては、現在、病院事業管理規程のほうにおいてその内容が定められております。そういったところで、今回こちらのほうの条例改正につきましては、地域手当の部分で今回、橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正ということで、第3条のところで定められているというふうなところでございます。

なので、細かな規定に関しましては病院事業管理規程の中で定めるというふうな形で、それを同じように、これまで地域手当については市に準用する、適用するというふうな形の中で定めておりましたが、その部分も病院事業管理規程の中で定めていくというふうな内容をこちらのほうで示させていただいているものでございます。

それと、その細かな部分を議会のほうに上がってこないのかというふうなご指摘があったかと思います。市民病院、公営企業会計のほう全部適用というふうになっておりますので、そういったところで、人事、予算関係につきましては病院事業管理者のほうに権限を委ねておりますので、そういったところに関しましては、詳細部分については病院事業管理者の決裁をもって定めるというふうな形で、今回こういった形での条例改正内容となっております。

すみません、先ほど答弁させていただいた部分で、発言のほうで、もし誤りがあればということで、改めて訂正のほう、させていただきます。第1条のところですけども、100分の235とあるのは100分の225ということの訂正のほうをさせていただきたいと思います。

以上となります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今の説明でよく分からなかったところを再度確認したいんですけども、病院が企業会計の全部適用であるので、今までも人事のこととか給与のことについては病院事業管理規程の中で定めているという説明だったと思うんです。

それで今回、委任ということで第25条が加えられたのは、そしたら、それはどういう意味があるのかというのが、ちょっと今のと併せてみてよく分からなかったんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今現在、橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例におきまして、この第25条の委任の部分の文言に関しては示されていないんですけども、今後こういった給与関係の詳細部分に関しては規程で定めることにすることで、この条文のほうを追加させていただ

いているということでございます。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）2回しか言えないんで、まだ言いたいことは皆さんあるかと思うんですけども、今の説明で、第25条のことで、簡単に言うとね、病院のことは病院で決めるという話に聞こえちゃうんですよ。我々、今、病院が危機的状況のときに、みんなで共にやっていこうよという、風通しよく、数字だけと向き合うんじゃないくて、病院自体が明るく、ええ病院になってほしいなという思いは、持つるのは私だけでしょうかという話になってくるんですけど、これをやっちゃうと、見えなくなるんです、私ら、そのボックスの中で。委託先が市民病院というんやったらまだ、これはそれで、ある程度の骨格ルールは橋本市に準じるとか、それはよくあることやけど、こういうふうにしちゃうと、私らは行き届かなくなる、調査権が及ばなくなるってなったら、ええようにいってるんやったらいいですよ。今、市民病院の立ち位置はいかがですかというときに、このタイミングでこれをするということは、市民病院にとってすごくマイナスになるんじゃないかというのを僕、個人的に思うんです。今までどおりでなぜいかなのという話なんです。この条文を、第25条を付け加えることによってのメリットって何なんですかという話。

そもそも論、議案の中身で言うと、全体的に言うと、人事院勧告に基づいて賞与というのかな、ボーナスを上げるルールに基づいて、本庁は上げるけども、病院は上げることを拒否します、やめますということをざっくり言うように私は解釈しとるんですけども、これも、今の経営状態で、数字だけと向きおうたらカットするって、これ、民間のやり方ではよくあることかも分かんない。橋本市も

財政健全化5か年計画で似たようなことを、ちょっと違うのかもしれないけど、職員の給料をカットするということも過去にやったことある。でも、それはマニフェストみたいなもので、本庁と病院とは違うわけで、今、市民病院がこれをやると、ものすごくモチベーション下がる。もう負のオーラ、スパイラルに入ってしまう。その責任は誰が取るのかって、結局潰れるんでしょという話になって、マイナスは今度、財政課にしわ寄せが行く。方程式が成り立たない条例の提案やと思うんです。その二点について、ちゃんと見解を求めたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず第25条のところでございますが、そのほかの給与の内容でありますとか手当関係については、先ほどから申し上げさせていただいております橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例というところで、こちらのほうにその他の手当に関しても規定させていただいているところでございます。

それで、詳細な部分について、別にまた病院事業管理規程で定めるというふうに規定させていただいてる部分に関しまして、確かにご指摘のとおり、議会に諮ることがなく、病院事業管理者の判断に基づき定めることができるというふうな形になってきます。

ただ、そういったところで、確かに今の病院の経営状況等を鑑みた場合、それでいいのかということもあるわけなんですけど、今後について、そこのご指摘の部分については、必要に応じという言い方がいいのかどうか分からないですけども、きちんと、やはり経営全体に係る部分については、例えば文教厚生建設委員会のほうに報告も含めた中で諮らせていただくというふうな形で今のところ考えさせていただいているところでございます。

方程式、負のスパイラルというところで、今回人事院勧告の部分を見送る、等級月額の部分、給料表の見直しについて見送る、そういった賞与の引上げについて見送るというところで、確かに今回実施していくにあたりまして、ほかの県内の公立病院の状況もいろいろと調査をさせていただきました。今回こういうふうな判断をした病院に関しては、橋本市民病院のみというふうな形になっております。

あとそれと、市内、伊都・橋本の圏域の中にございます医療機関の給与の状況もいろいろ調査のほうもさせていただきました、行政職に関しましては官民格差の是正というところでのお話があったかと思うんですけども、病院に関してもその部分に関してはどうかというところを調査させていただきました。規模の問題もあって、一概にそれが比較することが正しいのかどうかというところもあるんですけども、民間も含めた中でいきますと、この圏域内ではやはり市民病院がまだかなり高い給与状態にある。

ただ、県内全体を見渡した場合、今回この人事院勧告を実施した場合と実施しない場合、どうなるのかというところなんですけども、県内の公立病院の、特に看護師が今、当院も不足している中でこの措置を取ることが本当に正しいのかどうかというところの問題もあるんですけども、例えば県内で今回人事院勧告を実施した場合の初任給、どういうふうに変わってくるのか。一番高いところで26万2,700円というふうな形になってきます。一番低いところで25万5,400円。当院が人事院勧告を実施しなかった場合については24万5,700円というふうな形になります。

ただ、当院に関しましては地域手当の支給がございますので、この部分を含めまして、一番高いところと比較したら、まだその部

分には届いてはいないですけども、一番低いところと比較した場合には、概ねその金額に近づいてくるというところで、負のスパイラルというところで、当院といたしましても今現在、経営努力の中で、今週に入ってから2日間にわたり全職員向けの説明会、それと昨日は医局、ドクターに対する説明会を実施してきたところです。

そういった中で、いろいろな改革をしながら、職員の皆さんに協力を頂いて、何とか負のスパイラルにならないようにということで、まずしっかりと経営の立て直しの中で、今回この人事院勧告の見送りについてはご理解とご協力を頂いて、一日も早く復元できるようにということでお願いを求めているようなところでございます。

答えになっていないかも知れないですけども、そういった負のスパイラルに陥らないように、看護師の離職等につながらないように、別の手だても考えながら現在、取組みを進めているような状況でございます。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）私が一番心配するのはそこで、今までも管理者、事務局、裏方の課長級の方々、事務方が尽力してきて、頑張っていたでいて、機構改革も今後やっていこうというところで、頑張れという話をしました。その上でこれをするということのこの決断こそがもう負のスパイラルの入り口に立つという認識が、ちょっと僕と病院側と違うのかなという話。

ほんで、この議案を上げるということは、議運も通ってきてるわけですから、市長部局もオーケーしているという、この認識が私、負のスパイラルの入り口の認識がずれとると。

僕、2回目なんで、もうこれ最後なんであれですけど、地域手当というのは、和歌山県下で和歌山市と橋本市だけが、その地域の物

価の上昇とかそういうのを緩和するために、向こうは南海和歌山線本線、こっちは当時で言うたら、私らの親世代というのは大阪へ働きに行っとか、物価高の調整をするのでついとるもんやと私は認識します。地域手当があるから給料のバランスのうんぬんにはなれへん。まずこれが一点。これはもう答弁結構です。考え方が間違っているという私の指摘です。

聞きたいのは、今が正しいかどうかの問題がある課題の中でこの道を進んだというふうにさっき答弁したように聞こえたんやけど、そこを考えるのがあなた方の仕事なんとなっちゃうんですかということ。未来が見えてるんか。モチベーション下がったときに1人、2人、3人と辞めていったら、これどうするんですかって。今の看護師の数より3人、5人減ったら、患者さんとか市民はどうなるんですかということを議論できとるんかということ、これ一点。

二つ目が、説明云々ってあったと思うんですけど、組合とかそういう関係機関があると思うんですけど、ここには当然説明行っと思うんですけど、了解はもうて議案上げてきとるんですかということが二点目。

三点目、市長、すいません。これは病院が苦渋の決断やと思うんです。どっちの決断出しても、かわいそうな決断をさしとると思うんですけども、これは市長として、管理者というのは、教育長は絶対置かなあかん人、副市長が管理者というのは、別に市長の代わりの方やから、市長に準じた方がその職責に就くわけですから、病院事業管理者というのは、市長の職責は兼務できると私は承知しとるんですけども、市長はこの病院に向けて、この決断をしたことに対してどういう思いを持っておられるのか。この辺を順番にお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）議論の話ということで、今回上程させていただいた追加議案の内容につきましては、病院幹部におきましても再三にわたり議論をさせていただいたところでございます。管理者も含め、我々経営者側の責任もあるということも十分認識しております。そういった中で職員に協力を求めていくというのは、本当に断腸の思いの中で今回議案のほう上げさせていただいておるような状況です。

11月の末に水道事業のほうから5億円の一時借入れをし、一時的に現金のほうは何とか回っているような状況。ただ、12月に入りまして、ボーナスの支払いもあり、今現在で水道からの一時借入れ5億円の分を差し引いて6億円を切ってきているというふうな状況でございます。

今、患者の状態はどうなのかということ、今朝の段階で、今現在5階西病棟を閉鎖しておりますので250床と考えて、240床を超えているような状況で病床のほうコントロールしているというような状況です。何とかこの部分を、250、240ということになるとかなり現場のほうが逼迫しているというふうなことになりますので、ここはしっかりと患者の状況も見定めながらコントロールしていく必要があるんですけども、地域の医療機関との連携を図りながら退院調整を行っていく必要があるわけなんですけども、そういったところで、当然患者さんが増えればその分収益が増えるわけなんですけども、まだ、じゃ、これがずっと続くのかどうかというところの見通しも今現在ではっきりと申し上げることもできない状況です。

コロナ禍という、我々医療機関といたしまして、これまでに経験したことのないことを、それを踏まえた中でどういうふうになるのか

という先読みが甘かったと言えればそれまでになっちゃうんですけども、ただ、そのことも踏まえた中で、しっかりとここの部分をどう立て直していくのかというところを考えさせていただきながら今後につなげていきたいということで、管理者も含め、院長も含め、そういったところで日々協議のほうを進めてきておるような状況でございますので、決して安易な考えの中で今回の議案のほうを上げさせていただいておるわけではないということをご理解していただき、説明会、組合との団体交渉も含めて協力を求めてきたところでございます。

二つ目の組合との話合いの部分でございますが、組合との団体交渉につきましては先週行わせていただいております。もっと早いことできなかったのかというふうなところもあるんですけども、本当はもっと早い段階でやっていきたくったんですけども、ただ、現状が二転、三転するということの中で判断が非常に難しかった。本当は人事院勧告を実施したかったんですけども、やはりそういったところで患者が戻ってくるのかどうか、増えてくるのか。本来であれば、冬のこの時期になれば患者が増えてくるわけなんですけども、それが、11月に入ってから増え始めた。でも、また一旦下がった。そういった状況もあって、非常に判断が難しい状況でございましたので、ぎりぎりまで考えさせていただいた中で団体交渉を持たさせていただきました。

団体交渉の場では、はっきりとした組合側からの回答のほうは頂いておりませんが、今現在、合意に向けてということで、組合のほうにそこの部分の判断の答えをまだ頂いていないところですけども、継続協議という形になってしまうのかもわからないですけども、今回そういった形での議会への議案の上程というふうな形になっております。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 堀内議員の質問にお答えをします。

もう一時借入をしたという段階で、恐らく非常に厳しい状況になってきます。今、事務局長言ったように、11月上旬って患者が増えるんです。これ、当たり前。今までの実績から見てきても、増えるんです。ただ、1月、2月になると収益的には落ちてくるというふうな状況にもなります。

ただ、今回は給料カットには踏み込んでません。人事院勧告をただ4月には遡及しないという形でやるようにしていますし、昇給分に関しては上げると。それはもうそのとおりでええと思います。これをやっても多分7,000万円ぐらいの削減にしかありません。

私も水道から5億円を貸しましたけど、内心びびっているのは、返ってくるかなと。そういうような今、心配もしています。副市長を中心に毎月会議もしてもらっているんですけど、やっぱり経営に対するところの踏み込みがなかなかできませんし、私も3か月に1回、市民病院に行くんですけど、患者が増えているどころかやっぱり減ってきている。これを考えていくと、やはりもう打つべき手は打っていかんと仕方ないというような市民病院の状況です。もうきれいごとを言っている場合じゃなくて、思い切ったメスを入れていかないと、このままいったら市民病院は経営、もう運転資金がなくなって、どういう形にするかっていうほんまの議論をしていかなあかんような状況にあります。

病院が潰れるということは、市役所も、橋本市も潰れるということを意味しています。ただ、企業と違うのは、倒産で済まない。これを自力で回復させていく。国から助けられることは一切ない。鉛筆1本買うのにも許可が要るようになりますから、自力再建とい

うのは本当に、逆に市民サービスを落として、もう本当に歳入と歳出を合わせていかなあかんという状況になります。まだ建物の借金も残ってますし、今までの累積赤字もあります。

そういう中で、やはり、いつまでも生ぬるいやり方をやっていてもあきませんし、人事院勧告は遡及、今年はできませんけど、やっぱり病院職員には危機感がいまいち、私もいっぺん見たんですけど、あんまり職員が危機感を持っているというところは見受けられない。一度、あいさつもできひんのかって怒ったことがあります。そういうできている人とできてない人がいてる。経営に対しても、なかなかそういう面で協力してくれない医師も実際にいることも確かだと思います。やっぱりこれからどうやって収益を上げていくかということを考えていかないと、コストを削減していくということを考えていかないと、難しいかな。

今までと違うのが、入院日数が非常に短くなってきていて、今まで14日ぐらいやったのが11日ぐらいってなると、この3日間の収益がなくなっている。早く出していくというふうな国の考え方もありますし、そうなってくると、やっぱり今240床になったとしても、じゃ、これの収益がやっぱり減るという、そういう問題も抱えてます。これから本当に病院に関しては必死で取り組んでいただかないと、市の財政にも大きく関わってきます。もうきれいごとと言うてる場合じゃなくて、本気で病院の立て直しをやってもらわないと厳しい状況です。

私も市長になって、いきなり職員の給与をカットしました。これも組合の了解も取ってませんし、もうこれやるしか建て直す道がないということで事業を止めたり、そういうことをしました。これ、本当に経営者がしっかり立て直すために、やっぱりコストの削減で

あったり、やっていくということも大事ですし、病院と市の違いは、医療機器の更新にお金がかかり過ぎる。その部分はよく見ていかんとあかんのかなと。市としてもちょっと財政課と今、協議させていますけど、基準外繰り出しはなかなか、全部適用なんで、やりにくいんで、どういう形で市としても病院を支援していくかということを今、考えているところです。それぐらい本当に厳しい状況です。

運転資金がなくなるということは、今度、借りるところがなくなってくるという問題もあります。こうなると多分、これから銀行にそれをお願いしても、なかなか、金利だけ上げられてというふうな問題も出てこようと思います。それをいかに乗り切っていくか。できるだけ短期間で立て直しを図っていくように、そのためには早く7対1にするって6月に説明あったと思うんですけど、いまだに7対1になっていないし、これ本当に早急にやっていかないと、対策を、手だてを実際に早く動かしていかなあかんと思うんで、やっぱりそのためには資金も要りますし、いろんな問題抱えてますけども、今回は厳しくやっていかないと、辞めたらどうすんねんという議論をしていたら、恐らくもっともっと赤字が膨れ上がってきます。患者が少ないんで、やっぱりこれ戻してくるたってなかなか難しい問題もあると思いますし、もう今手を打たないと、ずっと赤字どころか運転資金もなくなるような現状になるのではないかなというふうに思います。ここは心を鬼にして、やっぱり厳しく経営の管理をしていくということが必要かなと。議会の皆さんにも3人、一般質問していただきましたけども、ただ、やっぱりそこだけ、その上辺だけではなくて深く突っ込んでいかないと、このままでは経営は成り立っていかないと考えています。

病院管理者もしんどいとは思いますが、私の立場は開設者という立場でしかないんで、あまり言ったらあかんですけど、言ってますけど、でも、そういうふうに、やっぱり今やるべきところの決断というのは誰かがせな仕方ない。それが職員に嫌われても、やらなあかんときはやるというようなやっぱり意思表示。だから、給料カットにならないように、これ以上、職員の給料を下げていくというふうな事態にならないように、病院職員が一丸となって、無駄な経費を削減したり、お客さんをもっと呼び込んでくるような手だてを考えてもらうとか、そういうことに本気で動いてもらうための今回のことだということで、議員の皆さんにはご理解をしていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）皆さまには病院の経営について、ご心配をおかけして本当に申し訳なく思っております。池之内からも説明ありましたけれども、病院経営がこれだけ厳しくなっているのは、やっぱり医業収入が伸びてない、減っているということです。

何が減っているかという、手術件数が減っているということと、そして延べ入院患者数が減っているということです。手術というのは、手術室でやる手術以外に、カテーテルを使った手術とか内視鏡でやる手術とか、いろいろあります。そういうのが全体的に減ってきています。

手術件数が減っている原因は何かというと、一つはやっぱり競合病院の出現。もう一つは、この十数年間、特に循環器内科で見られることですけれども、治療方法が大きく変わってきてます。今までだったら心臓カテーテルで治療するという患者さん、たくさんいらっしゃいました。でも、今はもうカテーテルで治療できる患者さんが大分少なくなりました。別の

治療ができてきている。いわゆる、カテーテルを使って弁置換をするとか、あるいは不整脈を電気焼灼してアブレーションするとか、そういうふうな治療にどんどん変わってきています。でも、ただ、その治療をするためには、心臓血管外科医が3人必要。それから手術室と、それとカテーテルができるようなハイブリッドの手術室が必要。非常にハードルが高いです。それを入れてあげれば循環器の患者もまた増えてくると思います。でも、そういうふうなのが、そこはなかなか投資がすごく大きくて、そこができないという現状もあります。

でも、そんな中でも、うちはロボット手術を入れました。そのために手術件数の増えている診療科もあります。泌尿器科も産婦人科も増えています。従来どおり、整形外科なんかはたくさんの患者さんを入院させて手術しています。伸びているところはあるんです。ただ、伸びてないところもあるのも事実です。伸びているところは、できるだけそこに人を投資して、そこをまた伸ばしていく。伸びてないところは、さらに営業活動をしていって頑張っていって実績をつくっていくって、患者さんあるいは開業医の先生たちの理解を得て、紹介をしてもらう、患者さんを増やしていく。現有勢力でやるべきことを一つ一つやっていく。これはもう今、僕たちがすることやと思います。

ただ、それだけ頑張っても平成30年の収益、一番景気がよかったときですけども、上げたとしても、今の支出増ではやっぱり赤字なんです。その赤字の大きな原因はやっぱり給与費になります。それ以外に薬剤、材料費、それから経費全て上がってます。

今回、職員に人事院勧告の凍結という非常に厳しいことをお願いしたわけです。本当にこれも、僕、事業管理者としても非常に苦渋

の決断です。ただ、よその病院も経営が厳しいところで、よその病院と同じように人事院勧告を通して、大きなまた費用増になって、じゃ、来年の春、それで無事に病院が迎えられるのかと。職員にとってみたら、橋本市民病院が潰れること、それがもう彼らにとっても大変なことやと思います。やっぱり病院を維持するためには、今ここで踏ん張っていこうということで頑張っているところです。

モチベーションのお話ありましたけれども、やはりこの今の病院の危機的な状態を職員は十分理解して、どこに問題があって、どうすれば改善していくのかということを共有することが大事やと思います。そういうのを一つ一つ、職員会議とかそういうようなところで説明をしていって、今の状態を共有しているところです。それで病院が、職員が一丸となって今の危機的な状況を乗り越えようと今、一生懸命努力しているところです。ご理解のほどお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

3 番 岡本君。

○3 番（岡本喜好君）先ほど市長と病院管理者の説明を聞いて、やっぱり立て直しが必要やとか、と言いながら危機感がないとかいう話の中で、資金がショートしていく。で、今回この措置で立て直しができるのかできへんのかって話、見通しとしても。結局見通し分かりませんという中で、こういう措置をやる。本当に、病院なんであれなんですけど、けがして血が流れていて、血が足りひんから圧迫止血もして節約も、血が流れる量を減らしま

す。それでも足りひんから輸血しますという話ですよ。それはその処置ですけど、でも、根本的にそれが、その本体が治る処置をしているのかどうか。立て直しするするって言うて、やることやっているという意見がある中で、その見込みがあるのかどうか。そしてこの今回の措置が、それに対してどういう位置づけがあるのか。そこの部分をお伺いしたい。

要は、このまま、やっぱり見込みと違って悪化する。そうすると、次もまた職員に対してこういう処置をし続けなければならない、もしくは給与まで手をつけなければならない。そういう中に見通せるならば、それはすごく重大な話になるかなと思います。その見通しと今回の処置の意義ですね。これをやることで、この病院は立て直せる、立て直せない、どちらですか。

○議長（森下伸吾君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）今のご質問にお答えします。

まず、根本的な問題は何かというのと、やはり医業収益が減っていることやと思います。じゃ、その原因は何か。手術の件数が減っている、それは先ほどお話ししました。増えているところは増やしていく。増えていないところはいろいろ営業活動していって、それで増やしていく。

でも、それ以外に、例えば救急。この地域で救急をだいたい半分ぐらい取ってます。でも、実はその中で、たくさんの救急を取っている中で、やはり断る事例も多いのも事実なので、それを減らしていくことによって新入院を増やすこともできる。ということで、今は特に夜の5時から10時までが救急が立て込むのです。そのところで、今まで宿直医が1人でやっていたところを、遅出の先生をつくって13時から10時まで仕事をしてもらって、2人体制で救急を取る。そうすることによっ

て断る事例を減らしていくということで、実際に20%ぐらいは減ってます。そのことによって入院患者は10%増えているというふうな実績もあります。

それから、例えば老健施設とかいうようなところで体調不良になって、夜中に運ばれてくる患者さん、結構いらっしゃいます。でも、その患者さんというのは、例えば昼間のうちから調子がもう悪くなっている。ちょっと元気がないとか、あるいは食事がちょっと減っているな。気にはなるけども、病院に連れていくほどではない。そういうふうな患者さんが急に夜中にしんどくなって運ばれてくる。

ただ、夜中に救急を僕たち見てますので、もう救急車がたくさんあるからその患者さんは見れませんよと断るケースもたくさんあります。そういうのを訪問診療というふうな形で、訪問看護師あるいは医師がそういうような施設の問合せを受けて、そしてその診察に行って、この患者さん、ちょっと感染の可能性あるから入院させよう。早いうちから入院させていって、それで治療していく、それで戻すというふうな、今までうちの病院がやってこなかったことですよ。そういうふうなものもやっていく。レスパイトも取るのも一つの方法やと思います。あらゆる今までしなかったこと、今までやっていても取りもれがあったところ、そういうのを増やしていくことによって医業収益を回復することはできると僕は思います。そんだけのスタッフはそろってます。だから、それが一番の大事。

そこを立て直していくと同時に経費を減らしていくということ。給与費以外に、やっぱり薬剤費、材料費、非常に高騰してます。それで薬剤の共同購入を図るとか、あるいは材料費もコストを削減するとか、経費も本当に小さなところですけども、印刷のカートリッジを変えるだけで数百万円経費が浮いてくる

わけなんで、そういうふうなことも積み重ねていって、費用を減らしていってやっていけば、うちの病院は経営は改善していくものと僕は信じてます。

ですから、今回の趣旨は、僕としては、この1年だけのものと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 質疑及び答弁は簡潔に よろしくをお願いします。

3 番 岡本君。

○3 番（岡本喜好君） 収益をよくするには、手術と、要は病床の使用率を上げるということで、病床使用率、50床、空いてますよね。これを再稼働するということに対しての取組みというのが全く言及がなかったんですけれども、それを再開することが一番の上げることの窓口になって、そのために職員が要るよ。職員、辞めちゃうんじゃないですか、これ、上げなかったら。

○議長（森下伸吾君） 病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君） 先ほどのご質問の中での答弁もれもあったかなというふうに思いますので、私のほうで補足もさせていただきますと思います。

今回の措置で大丈夫なのかというところで、まず病院の全体費用を見たときに、大きく固定費と変動費に分けることができます。変動費の部分については、材料とかそういった部分になりますので、収益に伴ってそれに関連する費用が同じような形に上がっていきます。でも、今回の人件費に関しては固定費に分類されるような形になります。

まず、固定費の部分が家の土台というふうに考えてもらったら、その土台の部分を下げるわけではないんですが、とどめ置くという、これ以上、上がらないように。その土台の部分が上がってしまったら変動費もその上を上がっていくような形になりますので、

その部分を一旦何とか現状でとどめ置かせていただいた中で経営のほうを立て直していくということで、先ほどの管理者のほうからのお話のあった、収益を上げていくというのがその部分になってくる。上積みの部分については、そういったことになってくるのかなというふうに考えております。

それと、これをするによって辞めるのではないかというふうなご指摘もあったかというふうに思います。確かに今回、人事院勧告については見送らせていただいてと、管理者のほうからお話もありましたように、何とか1年でというふうな形で考えているところもございます。

今回、人事院勧告の実施については一部見送っておるわけなんですけども、病院としては、国のほうで2024年の診療報酬改定の中で、ベースアップ評価料ということで、病院職員のお給料を上げなさいよということで診療報酬上で手当てされている部分がございます。これに関しては必ず職員のほうに還元しなければならないというふうな形になっておりますので、この部分に関しましては請求月が6月からということになっておりますので、この部分で病院収益として入ってきている部分に関しては、今回の条例とは関係はないんですけども、3月に6月の分まで遡及させていただいた中で職員のほうに還元していきたいというふうに考えております。

少しでもそういったところでモチベーションの低下につながらないようにということで、それ以外にも、看護師の離職防止の観点から、例えば住居手当、今2万8,000円です。この部分について見直すことができないか。例えば少し上げることによって、今働いていただいている看護師がほかと給料を比べたときに、そういったところで思いとどまってもらえないか。もしくは遠方でお勤めされている方が、

そういったところで住居手当を見ていただいて、橋本市に在住していただいて、橋本市市民病院にお勤めしていただく、そういったこともできないかということもいろいろ考えさせていただいております。

今、とにかく考えられる全てのことをやり切るときだというふうに思っておりますので、ただ、まだまだその部分で考えが及ばないところもあると思いますので、もし、そういったところで、こういうふうなやり方もあるんではないかというふうなご指摘、アドバイス等、ご助言いただけるようであれば、私どもとしては、その部分は真摯に聞かせていただいた中で、十分検討して前向きに取り組んでいきたいという気持ちも持っておりますので、引き続きご支援のほうよろしく願いたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）質問もさっき出されたんですけど、私が一番気になるのはやっぱり現場で働いている職員と思うんです。病院当局と職員の労働組合との関係で1回話合いがあったみたいなんですけども、組合側から、どういう意見とか要望とか出されたのか気になるんです。それで、今後どういう経過で労働組合との話合いを進めていこうとしているのか、ちょっとその内容をお聞きしたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）先週の組合との団体交渉、それと今週職員説明会を行った上で、幾つか質問等も出ております。ちょっとご紹介させていただきますと、近隣の病院の経営状況はどうかということ。それと今回、看護補助ということで、今現在、当院のほう看護補助ということでケアワーカーのほう採用させていただいておるんですけど

も、ケアワーカーとは別に今回ナイトサポーターという方々を派遣で入れさせていただいております。それと、手術を増やしてというふうなお話もあったかと思うんですけども、そうすると、手術場の現場のスタッフ増員、必要じゃないんじゃないのというふうな、そういったご意見も頂いております。復原のめどですね、そういった質問もございます。物価高騰を受けての兼業、副業、そういったお話であるとか地方交付税のお話、そういったところの質問が出ております。

近隣の病院の状況につきましては、先ほど少し触れさせていただいた部分もあるんですけども、ただ、経営状況としては、やはりほかの圏域の公立病院を見ても、1病棟閉鎖しておるところが複数ございます。やはりそういったところは当然、患者数が減ってきますので、収益のほうが減って現金が減ってきているというふうなところで、同じような状況になりつつあるというふうな報告も受けております。

ナイトサポーターに関しましては、これは一番忙しい準夜帯ですね。夜の夕食とかそういった配膳であったりとか、いろんな業務があるわけなんですけども、ここのところに人を今回、非常に人件費が、先ほどからお話の中、上がっているのに今回何でまた人を雇うんやというふうなところの質問であったわけなんですけども、これに関しましては、夜間急性期看護補助体制加算というふうなものがございます。これが1日当たり105点、1,050円になるんですけども、これがつくわけなんです。これが14日間取れるというふうなことで、これを財源といたしまして今回ナイトサポーターを採用させていただいて、現場の看護師の負担を軽減すると。当然、雇って、入ってくる収益よりも人件費が上回っていたら何にもなりませんので、そこはシミュレーショ

ンをかけさせていただいた中で、きちんと収益が上回るといふような結果が出ましたので、そういったことで今回ナイトサポーターの雇用のほうにつなげさせていただいております。

手術スタッフの部分に関しましても、先ほどの7対1のお話もありましたが、今現在4月1日からということをめざして、看護師採用も含めた中で。ただ、単に急性期一般入院料の7対1をめざしてというところ、そこだけではなくて、そこへ行くにはいろんな施設基準をクリアしていかないといけませんので、そういったところでスケジュールを立てながら、各関係部署のほうと協議、調整を図りながら今のところ進めていっているというふうなところでございます。

そういったところで、組合のほうとは妥結に至っていないと。まだきちんと合意書のほうを締結をさせていただけておりませんので、今回、議会のほうで議決いただいたら実施というふうな形で病院としては考えさせていただいてはおるんですけども、ただ、今後も引き続き組合のほうとは情報を密に交わしながら、そういったところでの協力体制、やはりベクトルを同じにして、今後病院の立て直しに向けて一緒に頑張っていきたいというふうに考えておりますので、そういったところでご理解とご協力のほうを求めていくという形で話合いのほうを継続して行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
暫時休憩します。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。
この際、休憩をいたします。

（午前10時48分 休憩）

(午前11時10分 再開)

○議長(森下伸吾君) 再開いたします。

引き続き質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中君。

○13番(田中和仁君) 第1条のところで、市長及び副市長とあるのは管理者と読み替えるというくだりがあるんですけども、今回の昇給など見送りというのは市長、副市長は関係ございませんか。

あともう一点は、市役所のほうの職員の昇給相当額で追加補正予算が2億6,000万円、市役所の削減効果というのが7,000万円。合わせると3億3,000万円程度の費用になってくるんですけども、本庁も我慢しようかというお考えは、この議案を出されるときに検討されましたでしょうか。二点お伺いします。

○議長(森下伸吾君) 暫時休憩いたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○議長(森下伸吾君) 再開いたします。

もう一度、質疑よろしくをお願いします。

13番 田中君。

○13番(田中和仁君) 第26号の議案なんですけども、第1条のところ、市長及び副市長とあるのは管理者と読み替えるものとするということで書いてございます。今回の昇給を我慢するというのは市長、副市長には適用されますでしょうかというのが一点目。昇給というか、上げませんよという人事院勧告。

もう一点は、この第26号議案を出されるときに、第25号議案と関連して、総額2億6,000万円を増額補正されているわけですね、第25号で。病院は7,000万円程度上げなかった分の費用削減が見込まれるということです。ここを合わせると3億3,000万円ぐらいになるんですけども、どちらも併せて考えるという発

想はありませんでしたかという質問です。

○議長(森下伸吾君) 副市長。

○副市長(小原秀紀君) 市長、副市長の分につきましては、遡及して適用させていただきます。管理者だけが遡及されないということです。

○議長(森下伸吾君) 暫時休憩いたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○議長(森下伸吾君) 再開いたします。

副市長。

○副市長(小原秀紀君) 今回のこの件につきましては、病院は企業会計の全部適用ですので、独自に病院が判断されてこういった措置を取ったということで、市長部局等とは分けて考えております。

以上です。

○議長(森下伸吾君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

15番 辻本君。

〔15番(辻本 勉君) 登壇〕

○15番(辻本 勉君) いろいろたくさん質問あったんですけども、私は反対の立場から討論したいと思います。

いろいろ意見も出てたんですけども、市民

病院の経営状況が大変悪くなったというのは、やはり売上げ減少等もありますけども、看護師不足で50床を閉めざるを得なかったという点についても大変大きな問題があります。このことは、今回の人事院勧告を守らないということにつきましては、やはり職員の方の、特に看護師の方のモチベーションも下がる。大変厳しい状況、市民病院の経営状況は厳しいので、みんなで頑張っていけないかなんというときに、市民病院職員の中でも大きなウェートを占める看護師の方のモチベーションが下がる、または離職が増えていくとなると、かえって経営状況が悪くなる要素につながるのではないかなと。

本来、賃金カット等につきましては、最終的な判断だと私は思うんです。もうやるだけやって、どうしてもあかるときには下げざるを得んということもあるんですけども、そこまではやはり、今特に一番大事なときなんで、みんなで市民病院の経営をよくなしていこうというときに、人事院勧告すら守られないような企業であっては僕は駄目だと思うんで、このことについては守ってあげてほしいと思います。

まして、本庁職員が2億数千万円のアップという中で市民病院のほうは7,000万円程度と言われているのであれば、当然、全部適用で、市が全て基本的には見ている、企業会計で独立採算性といえども市からも出向もたくさん行っておりますし、当然、市の本庁の職員と同じような待遇で、その上に人事院勧告を守ってやるのが筋だと思います。そのことが、職員を大事にする気持ちがあれば、職員のほうもそれに応えて、市民病院をいかによくなしていこうかという形に力を注いでくれるのではないかなと思います。

まずは人事院勧告を守っていただいて、職員に頑張っていただくということが基本では

ないかなと思いますので、議案第26号については反対といたします。

○議長（森下伸吾君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）採決の結果を報告いたします。起立は8人であります。

ただ今の出席議員は、議長を除いて16人ありますので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

次に、議案第18号から議案第24号までの7件について、質疑を行います。

一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号から議案第24号までの7件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの

で、議案第18号から議案第24号までの7件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第18号から議案第24号までの7件について一括して行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第10号）について から、議案第24号 令和6年度橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）について までの7件を一括して採決いたします。

議案第18号から議案第24号までの7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、議案第18号から議案第24号までの7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（森下伸吾君）この際、9番 堀内君から発言の申出がありますので、これを許します。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）議長のお許しを頂きまして、貴重なお時間、数分頂きます。申し訳ございません。去る12月2日行った私の一般質問の中で、発言に誤りがありましたので、訂正とおわびを申し上げたいと思います。

旧学文路中学校グラウンドの水はけ改善の

ため、グラウンドに土を入れたときのことをただした際、当時の教育部長と建設部長の協議や調整はどうなっていたのかという旨の発言をいたしました。かんかんがくがくやっていたというふうな感じですが、正しくは、当時の教育部長と健康福祉部長の間のことであり、ちょっと話が混ざっていたことが私の中で、再度ビデオを見まして確認が取れましたので、訂正しておわびさせていただきます。当時の建設部長は真摯に向き合っていたというので、そのときの議論には参加しておりません。よくしていただいたと思います。訂正しておわびいたします。お時間頂いてありがとうございます。

○議長（森下伸吾君）ご了承願います。

○議長（森下伸吾君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）12月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、11月25日の開会以来、19日間にわたり、本会議並びに各常任委員会においてご提案させていただきました議案等に対しご審議を賜り、お礼を申し上げます。審議の過程で頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、市民の皆さまの信頼に応えることができますよう調査研究を進めてまいります。

さて、令和2年2月から企業誘致用地として和歌山県及び南海電気鉄道株式会社と共同で造成を行っておりましたあやの台北部用地の工事が完成し、先日、株式会社がまかつとの進出協定を和歌山県と共に締結いたしました。残る企業誘致用地についても、県と連携

しながら積極的に誘致を進めてまいります。

誘致企業や地元の事業所が発展することは地域全体の活性化につながり、働く場所の確保など、市民の生活の向上に寄与するものと考えております。今後も地域全体の活力を高める取り組みを推進し、住みやすく、働きやすい環境づくりに尽力してまいります。

次に、本市が令和8年3月に合併から20年を迎えるにあたり、橋本市制施行20周年記念事業の実施に向けた取り組みを始めています。合併から20年の間、地域の連携、人と人との交流を通じ、新市として着実に歩みを進めることができましたのは、議員の皆さまをはじめ、市民の皆さまのご支援、ご協力の賜物と御礼を申し上げます。

記念すべき20周年を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返り、本市のよさを再認識し、新たな未来に向け前進するきっかけにしていきたいと思っています。記念事業の実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とし、12月号の「広報はしもと」や市ホームページにおいて、現在、記念事業のキャッチコピーを広く募集しているところです。議員の皆さまにおかれましても、橋本市制施行20周年と一緒に盛り上げていただきたく、ご協力をよろしくお願いいたします。

現在、令和7年度の予算編成も大詰めを迎えております。来週17日からは国への陳情活動のため上京し、地域の課題を十分に伝え、それらの解決のために必要な施策を講じていただけるよう、しっかりと要望してまいります。

国において検討されている地方創生を柱とした政策や補正予算等の情報収集、また、国の動向を注視しながら必要な財源の確保を図

ってまいります。地域の発展のためには、国や県との連携を深めることは不可欠と考えております。10年先、20年先の未来を見据えながら、今しなければならない施策を着実に進め、将来につないでいきたいと考えています。

寒さも厳しさを増すこの時期は、特に空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。消防本部では、今年も消防団にもご協力いただき、20日から年末火災特別警戒を実施し、火災を未然に防ぐため、市内各所を巡回します。また、1月12日には新春恒例の消防出初式を開催します。消防団員の皆さまには、市民の大切な命と財産を守るため、昼夜を問わず活動されておりますことを心より感謝を申し上げます。出初式典後には、保健福祉センター前での車両行進や紀の川河川敷での放水訓練などがありますので、消防団の勇姿をぜひご覧にいただければと思います。

今年も残すところあと僅かとなりました。議員の皆さまにおかれましては、公私何かとお忙しい時期を迎えることと思いますが、健康には十分留意され、輝かしい令和7年の新春をお迎えいただきますよう、心から祈念を申し上げます。

来年も市民の皆さまの笑顔と希望あふれるまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。12月市議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）これにて令和6年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時28分 閉会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

3 番 議 員 岡 本 喜 好

17 番 議 員 石 橋 英 和